

四国財務局のご案内

Shikoku Local Finance Bureau Guide Book



がんばる四国を応援しています

地域社会と財務省・金融庁を結ぶ
財務省 四国財務局



地方自治法施行60周年記念貨幣
平成26年発行（香川県分）
「栗林公園」

地域のみならずと財務省・金融庁を 結ぶ温かみのある連携役として

財務省の組織理念

財務省の使命	<p>国の信用を守り、希望ある社会を次世代に引き継ぐ。</p> <p>納税者としての国民の視点に立ち、効率的かつ透明性の高い行政を行い、国の財務を総合的に管理運営することにより、広く国の信用を守り、健全で活力ある経済及び安心して豊かな社会を実現するとともに、世界経済の安定的発展に貢献して、希望ある社会を次世代に引き継ぐこと。</p>		
組織として目指す姿	<ul style="list-style-type: none"> ■国民、納税者、更には、将来世代の視点に立って、広く社会の持続可能性を追求し、適正・公平な行政を行う組織。 ■様々な関係者と協働して質の高い政策を作り上げ、地域社会を含め、日本と世界の課題解決に貢献する組織。 ■多様な職員一人一人を大切にし、チームワークで高い成果を上げる、風通しが良く、効率的で実行力の高い組織。 		
行動規範	<p>公正と誠実</p> <p>国民全体の奉仕者として、誇りと使命感を持って、法令に則り公正かつ誠実に職務を遂行します。遂行した職務についてしっかりと説明します。</p>	<p>研鑽と挑戦</p> <p>常に学び続ける姿勢をもって自らの能力を向上させ、創意工夫に努めます。困難に直面しても粘り強く取り組みます。</p>	<p>風通しと柔軟性</p> <p>自らの意見を自由闊達に述べ、他者の意見に謙虚に耳を傾けます。誤りは躊躇なく正し、良い意見を積極的に取り入れます。</p>

財務局の使命

財務局は、財務省の総合出先機関として、また、金融庁からの事務委任を受け、財政、国有財産や金融等に関する施策を実施します。

さらに、財務省及び金融庁の施策を地域に広報するとともに、地域の意見・要望や地域経済の実態を財務省及び金融庁に的確かつ迅速に伝達し、効果的な施策の形成に寄与します。

また、地域の特性を踏まえた施策の実施を通じて、地域貢献に努めます。

以上により、金融機能の安定や通貨の信認を確保し国民の資産を守るなど国民生活の安定・向上と我が国経済の発展に貢献します。

四国財務局は、地域のみならずとともに考え、夢のある、明日の四国を築いていきたいと考えています。

四国財務局や各財務事務所がどのような仕事をしているのか、また、みなさまの暮らしにどのように関わっているのか、ご紹介します。



地方自治法施行60周年記念貨幣
平成26年発行(香川県分)
「金刀比羅宮から望む讃岐平野」

豊かな社会への 生活基盤整備との関わり

国の予算に関する仕事

財務局では、台風や地震などで被害が発生したときには、地域のみなさまの生活への影響を最小限にするため、速やかに、現地で関係機関の担当者と国の補助対象となる復旧事業費を決定するなど、財政を通じて地域の生活基盤の整備に関わっています。

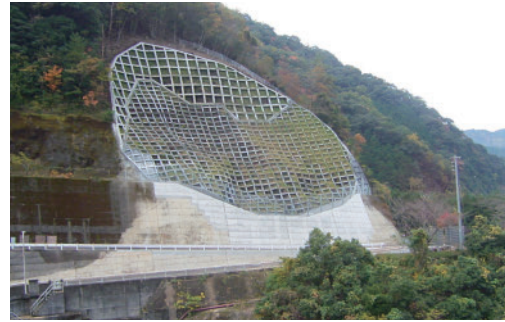
また、国の予算が、有効に使われているか、正しく執行されているか調査・検証し、改善すべき点を指摘して、予算の見直しや適正な執行につなげています。

財務局：主計課、特別主計実地監査官

災害現場（一般県道 御代ノ川清重線 愛媛県宇和島市津島町山財）



(被災時)



(復旧工事完了時)

地方公共団体への財政融資資金の貸付

財務局・財務事務所では、県、市町村及び病院企業団等の一部事務組合が学校、病院、上・下水道、廃棄物処理施設、道路、橋梁等の施設をつくる資金や消防車、救急車等を購入する資金を必要とする場合に、その資金を貸し付ける仕事を行っています。

また、貸付先の財務状況の把握や公営企業（上・下水道、病院）の経営状況について監査等を実施しています。

財務局：融資課、財務事務所：財務課



財政融資資金を利用した事例（香川県観音寺市：NEW IBUKI II / 伊吹航路）



地方自治法施行60周年記念貨幣
平成27年発行(徳島県分)
「阿波おどり」

地域の円滑で健全な 経済活動への関わり

地域の経済活動が円滑に営まれるためには、安定的で活力ある金融システムの構築と、金融・資本市場の効率性や公正性の確保が必要になります。

このため、財務局・財務事務所では、預金者や保険契約者、投資者の保護及び中小企業者等に対する金融の円滑化、並びに地域金融機関等の健全性確保を図ることを目的とした民間金融機関等に対する検査・監督を行っています。



財務局：検査総括課、統括金融証券検査官、
金融監督第一課、金融監督第二課
財務事務所：理財課

銀行や信用金庫などの検査・監督

金融庁から権限の委任を受け、みなさまの暮らしと密接なつながりのある地域銀行や信用金庫、信用組合などに対し、検査・監督を行っています。

また、中小企業等に対する資金供給が円滑に行われるためのきめ細やかな対応を金融機関に促しているほか、地域の活性化の観点から地域密着型金融を推進しています。



保険会社(少額短期保険業者・生命保険募集人・損害保険代理店等)の検査・監督

保険契約者の保護が図られるよう、少額短期保険業者等の検査・監督を行っています。

貸金業者や前払式支払手段発行者などの検査・監督

利用者の保護が図られるよう、貸金業者や前払式支払手段(プリペイドカード・商品券等)発行者等の検査・監督を行っています。

金融商品取引業者（証券会社等）の監督

有価証券取引をされる投資者の保護が図られるよう、証券会社、信託受益権販売業者、投資助言・代理業者などの金融商品取引業者や、金融商品仲介業者及び銀行等で国債等の販売を取扱う登録金融機関の監督を行うとともに、金融商品取引等の監視(5ページ参照)を行っています。

金融犯罪防止への取り組み

高利貸付や架空請求等が社会問題となっている中、金融機関口座の不正利用、未公開株・社債等の取引をかたった詐欺の未然防止を図るため、県や警察、業界団体と連携し、注意喚起を行うなど、みなさまが安心して各種金融取引ができるように努めています。



各種相談窓口

新型コロナウイルス感染症に関する金融相談ダイヤル 金融円滑化相談窓口

中小企業・小規模事業者のみなさまからのご相談やご質問をお受けし、ご相談内容に応じて専門の機関をご紹介します。

【受付時間】月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）9:00～12:00、13:00～17:00

【専用ダイヤル】087-811-7803（四国財務局）
088-654-6202（徳島財務事務所）
089-941-7185（松山財務事務所）
088-822-4323（高知財務事務所）

多重債務者相談窓口

相談員が電話や面談により、債務の状況等をお聞きするとともに、必要に応じ弁護士・司法書士などの専門家に引継ぎを行い、多重債務問題の解決を図っています。

一人で抱え込まずに勇気を出して電話してください。

【受付時間】月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）9:00～12:00、13:00～17:00

【専用ダイヤル】087-811-7801

金融ホットライン

金融サービスを利用されるみなさまからのご意見・ご要望・情報提供、ご質問、ご相談をお受けしています。利用者の皆様からの情報は、監督や検査など、金融行政に活用させていただきます。

【受付時間】月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）9:00～12:00、13:00～17:00

【専用ダイヤル】087-811-7802



地方自治法施行60周年記念貨幣
平成22年発行(高知県分)
「坂本龍馬と桂浜」

投資者保護のために

証券取引等の監視

財務局では、金融庁に置かれた証券取引等監視委員会から権限の委任を受け、証券取引等の公正性の確保及び投資者の保護を図るために、金融商品取引業者等（証券会社、投資助言・代理業者、登録金融機関等）の検査などを行っています。

財務局：統括証券検査官

企業の財務内容の開示

財務局では、投資者保護のために、上場会社などから提出される企業の財務内容などが記載された有価証券報告書や上場会社の発行済み株式総数の5%を超えて株式等を保有する者から提出される大量保有報告書等を受理・審査し、閲覧していただけるようにしています。

これらの情報は、インターネット（「EDINET」で検索）を通じて公開されており、ご自宅からでも閲覧可能となっています。



財務局：理財課

公認会計士試験の実施

企業内容の適切な開示についての社会的な要請が一段と強まるなか、企業財務の監査に携わる公認会計士の公共的使命がますます大きくなっています。



公認会計士試験

財務局では、この公認会計士の資格を得るための国家試験を実施しています。

財務局：理財課



地方自治法施行60周年記念貨幣
平成26年発行(愛媛県分)
「瀬戸内しまなみ海道と愛媛の島々」

財務局にはこんな仕事もあります

財務局・財務事務所では、たばこ事業法、塩事業法、外国為替及び外国貿易法、犯罪収益移転防止法等に基づいて、みなさまの暮らしの身近にある、いろいろな業務を行っています。

財務局：理財課、財務事務所：財務課

たばこ・塩事業に関する仕事

財務局では、製造たばこの卸売販売業者の登録、小売販売業の許可及び小売販売業者の出張販売の許可などを行っています。財務事務所では、小売販売業者の出張販売の許可などを行っています。

さらに、未成年者喫煙防止に向けた各種取り組みとして、自動販売機に対する成人識別機能の義務付けや、たばこ小売販売業者への啓発活動、街頭でのチラシ配布などを行っています。



街頭でのチラシ配布活動

また、塩事業法に関する業務のうち、塩製造業、塩卸売業の登録などを行っています。

外国為替検査などの仕事

テロ資金対策の強化は、国際的な重要課題となっています。

財務局では、金融機関等に対して、国際的な協力の下で行われる資産凍結等の措置が確実に行われているかなどについて検査を行っています。

その他にも、戦没者のご遺族の方に対し、国が金銭の給付に代えて発行する国債を交付するための事務の一部を行っています。

記念貨幣・個人向け国債の情報提供

財務局・財務事務所では、記念貨幣の発行に関する情報提供や、個人向け国債の広報等を行っています。



天皇陛下御即位記念貨幣 (左:一万円金貨幣表裏 右:五百円バイカラー・クラッド貨幣表裏)



地方自治法施行60周年記念貨幣
平成26年発行（愛媛県分）
「道後温泉本館とみかん」

国有財産を通じた 地域のみなさまとの関わり

みなさまの身近では、道路や学校、公園などの公共施設や豊かな自然環境を維持している河川や山林など、数多くの国有財産が活用されています。

国有財産は、国の事務や事業のために使用している行政財産と、それ以外の普通財産の2つに区分されますが、財務局・財務事務所では、双方の財産を有効に活用するための業務を行っています。

財務局：管財総括第一課、管財総括第二課、審理課、
国有財産調整官、統括国有財産管理官、
統括国有財産監査官、首席国有財産鑑定官
財務事務所：管財課

行政財産の有効活用のための総合調整及び国有財産の監査

財務局・財務事務所では、国の出先機関が使用している庁舎や公務員宿舎など行政財産の使用状況を調査し、より効率的に利用しやすいように各省庁と協議しながら総合調整（庁舎の空きスペースに係る入替調整等）を行い、借受費用の縮減や分散解消等を図るなど、効率的な使用に努めています。

また、国有財産の現状を把握して有効活用を促進するため、各省庁の所管する国有財産に対する監査を行っています。

地域における国公有財産の最適利用（エリアマネジメント）

国と地方公共団体は、厳しい財政事情の中で施設の老朽化対策・耐震化・利便性の向上等を進める必要があることから、国有財産と地方公共団体の公有財産を連携させて最適利用（エリアマネジメント）を図ることで、効率的な施設整備を進めることとしています。国有財産の総括機関である財務局・財務事務所は、地方公共団体と連携して、双方の公的施設の集約化など国公有財産の最適利用に取り組んでいます。

国と地方公共団体の庁舎の集約化のイメージ



国有財産に関する仕事

国有財産を活用した地域貢献

財務局・財務事務所では、地方公共団体と連携し、防災目的での国有財産の活用を進めており、地方公共団体が進める南海トラフ地震の津波対策として、1合同庁舎、5合同宿舎が津波避難ビルに指定されています。

- 高知よさこい咲都合同庁舎（高知市栄田町2丁目2番10号）
- 屋島住宅1・2号棟（高松市屋島西町1403）
- 深田住宅（高松市木太町1992）
- 新蔵住宅（徳島市新蔵町2丁目42番地）
- 新浜住宅（徳島市新浜町2丁目4番20号）
- 秦住宅1・2号棟（高知市秦南町1丁目4番113号、107号）

普通財産の売払いや貸付け

財務局・財務事務所では、国が直接利用しなくなった庁舎や公務員宿舎などの普通財産は、学校や公園、公営住宅、社会福祉施設など公共的な目的のために、県や市町村等に対して、優先的に売払いや貸付けを行い、地域のみなさまの暮らしに役立てるよう努めています。

また、公用・公共用で利用しない財産については、一般競争入札による売払いを行っています。

このほか、機能を喪失した旧里道・旧水路などの旧法定外公共物は、隣接土地所有者等からの申請により売払い等を行っています。なお、現在、機能を有している里道・水路については、市町村が所有、管理しています。



琴林公園（さぬき市）



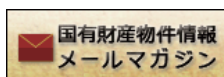
城山公園（松山市）

(注) 本チラシの内容は令和2年12月時点のものです。

国有財産の情報提供

財務局では、一般競争入札による売払いを公示している物件及びすぐに購入できる物件など、国有財産の売却情報など各種情報をホームページ、国有財産物件情報メールマガジンにて提供しています。

また、災害時においては、地方公共団体に対して、提供可能な公務員宿舎や未利用国有財産などの情報を提供しています。



登録はこちらから

→<https://www.kokuyuzaisan.mof.go.jp/info/>



地方自治法施行60周年記念貨幣
平成27年発行(徳島県分)
「鳴門の渦潮と阿波おどりとすだちの花」

経済情勢の調査・分析と 地域への情報発信

四国管内の経済情勢の調査・分析

財務局・財務事務所では、四国の経済の動きについて、情報収集を行ったり、多くの企業のご協力を得て、地域経済の動きを的確に把握するための調査を行って、景気の現状と先行き等について分析しています。

これらの情報や調査結果のほか、企業や経済団体、地方公共団体等を訪問して行っているヒアリング調査の結果などを、取りまとめて財務省に報告し、財政施策等の企画立案に役立てています。

財務局：経済調査課、財務事務所：財務課



記者発表の様様

地域への情報発信

財務局・財務事務所では、国民経済計算の基礎資料等に利用される「法人企業統計調査」(基幹統計)や、景気動向の分析資料等に利用される「法人企業景気予測調査」(一般統計)を、定期的実施しています。調査結果は、新聞発表やホームページへの掲載などにより、地域へ情報発信し、広く活用されています。

財務局：経済調査課、財務事務所：財務課

実施している調査や公表資料

- ・管内経済情勢報告
- ・県内経済情勢報告
- ・法人企業景気予測調査
- ・法人企業統計調査





地方自治法施行60周年記念貨幣
平成22年発行（高知県分）
「坂本龍馬」

地域との連携強化と 地方創生の支援

地域に必要とされる財務局を目指して

財務局・財務事務所では、少子高齢化の進展や新型コロナウイルス感染症の拡大など地域の課題がめまぐるしく変化するなか、その使命である“地域貢献”を果たすため、業務を通じた様々な対話機会のなかからニーズの把握に努めています。



地域の取組みへの協力

また、こうした課題やニーズに応えるため、財務局は地域の「つなぎ役」として、地域の多様な主体や国の各省各庁と連携することで地域課題の解決を支援しており、産官学金と連携したプラットフォームの形成や地域の共通課題をテーマとした対話機会の創出、地方公共団体の政策に応じた人材や情報の提供などに積極的に取り組んでいます。



産官学金による打合せ等



地方自治法施行60周年記念貨幣
平成20～28年発行（裏）
「雪月花」

地域のみなさまとの コミュニケーションを図るために

広報・相談業務

財務局・財務事務所では、財務省・金融庁の施策についての情報を広く地域のみなさまにお伝えするとともに、これらに対するご意見を財務省・金融庁に伝える仕事を行っています。

例えば、講演会や意見交換会を開催し、財政、経済、金融、国有財産などに関する財務省・金融庁の施策や考え方について地域のみなさまにご理解を深めていただくよう努めています。

また、ホームページを開設し、業務に関する情報をリアルタイムに提供できるよう情報発信に努めているほか、財務局・財務事務所の行政について、みなさまからのご相談にも積極的に対応しています。



講師の派遣

財務局・財務事務所では、みなさまの会社、学校、グループでの会議や研修会への講師派遣を行っています。財政、経済、金融、国有財産、多重債務の防止などについて講演のご希望がありましたら、いつでもお気軽にご相談ください。

なお、講師派遣に際し、講演料、交通費は不要で、資料等の準備も必要ありません。

【連絡先】 財務広報相談室	TEL 087-811-7780
徳島財務事務所総務課	TEL 088-622-5181
松山財務事務所総務課	TEL 089-941-7185
高知財務事務所総務課	TEL 088-822-9177



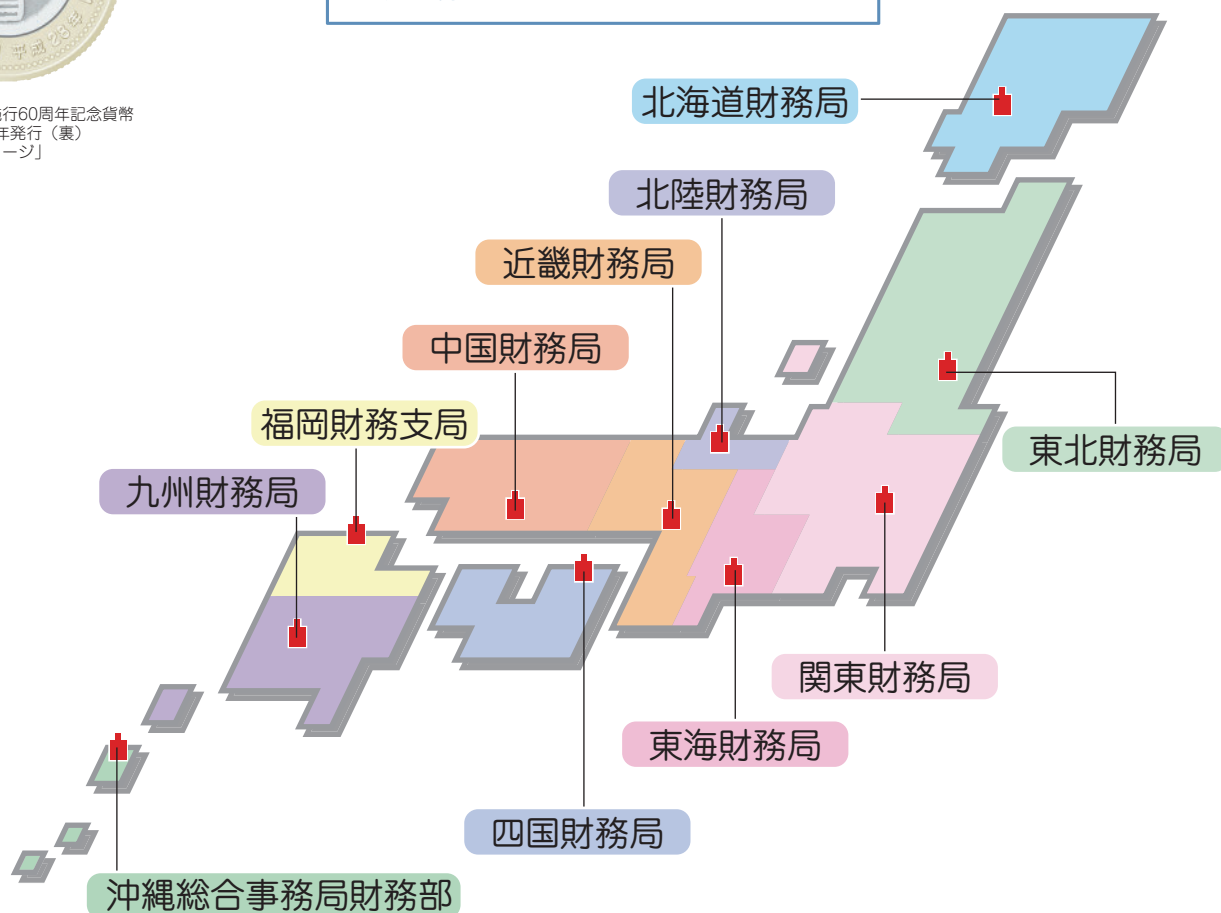
また、小・中学生、高校生向けに、財政に対する興味・関心を持ってもらうことなどを目的に、アクティブラーニングを利用した「財政教育プログラム」を実施しています。

そのほか、子育て世代向けには、自分たちをとりまく財政に関する勉強会などを、各関係者の協力を得て各地で開催しています。



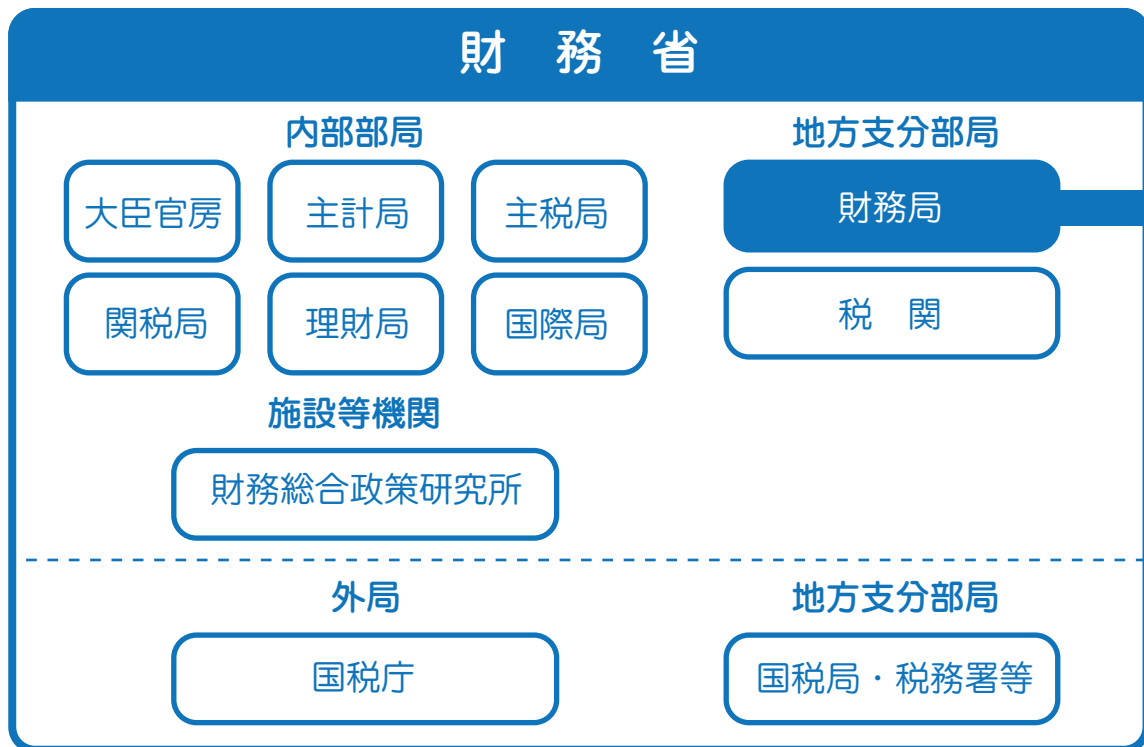
地方自治法施行60周年記念貨幣
平成20～28年発行（裏）
「古銭のイメージ」

財務局全国ネットワーク



財務局等名	郵便番号	所在地	電話番号
北海道財務局	060-8579	札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎	011-709-2311
東北財務局	980-8436	仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎	022-263-1111
関東財務局	330-9716	さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館	048-600-1111
北陸財務局	921-8508	金沢市新神田4丁目3番10号 金沢新神田合同庁舎	076-292-7860
東海財務局	460-8521	名古屋市中区三の丸3丁目3番1号	052-951-1772
近畿財務局	540-8550	大阪市中央区大手前4丁目1-76 大阪合同庁舎4号館	06-6949-6390
中国財務局	730-8520	広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎4号館	082-221-9221
四国財務局	760-8550	高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎（南館）	087-811-7780
九州財務局	860-8585	熊本市西区春日2丁目10番1号 熊本地方合同庁舎	096-353-6351
福岡財務支局	812-0013	福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎	092-411-7281
沖縄総合事務局財務部	900-0006	那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎2号館	098-866-0091

Organization of Shikoku Local Finance Bureau
地域社会と財務省・金融庁を結ぶ連携役



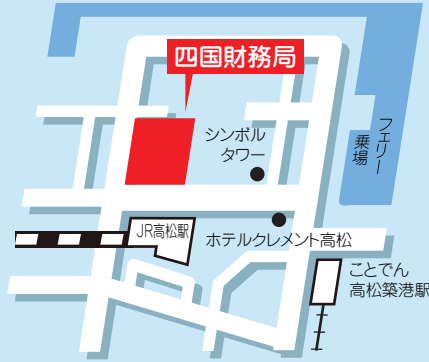
事務委任

《金融庁と財務局との関係》

- 金融庁は、我が国の金融機能の安定を確保し、預金者、保険契約者、有価証券の投資者等その他これらに準ずる者の保護を図るとともに、金融の円滑を図ることを任務として内閣府の外局として設置（平成13年1月6日）されました。
- 地方における民間金融機関等の検査・監督及び有価証券届出書の受理事務等については、金融庁長官から委任を受けてその指揮監督の下に、財務省の地方支分部局である財務局において行うこととされています。
- また、金融庁に置かれた証券取引等監視委員会が行う金融商品取引法等に基づく事務の一部は、証券取引等監視委員会の委任を受けてその指揮監督の下に財務局が行うこととされています。（犯則調査については、証券取引等監視委員会が直接指揮監督）

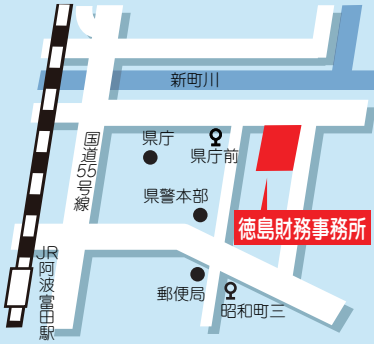
四国財務局の組織（機構図）





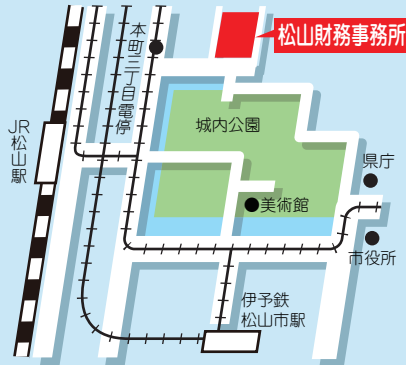
●四国財務局

〒760-8550
高松市サンポート3番33号
高松サンポート合同庁舎(南館6-7階)
TEL 087-811-7780(代)
FAX 087-823-2077



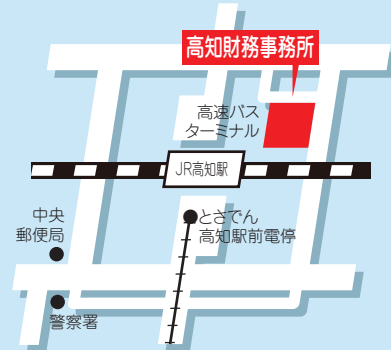
●徳島財務事務所

〒770-0941
徳島市万代町3丁目5番地
徳島第2地方合同庁舎(2階)
TEL 088-622-5181(代)
FAX 088-654-9030



●松山財務事務所

〒790-0808
松山市若草町4番地3
松山若草合同庁舎(7階)
TEL 089-941-7185(代)
FAX 089-921-8392



●高知財務事務所

〒780-0061
高知市栄田町2丁目2番10号
高知よさこい咲都合同庁舎(9階)
TEL 088-822-9177(代)
FAX 088-823-8335

URL <http://shikoku.mof.go.jp/>

四国財務局

